MANAGEMENT POST

Vol.30-06

www.yanagisawakaikei.net.

Yanagisawa Accounting Firm

柳澤会計グループ

〒391-0003　長野県茅野市本町西 1-40

TEL：0266-72-5060　FAX：0266-72-5063

源泉所得税の納期特例分の納期

給与等に係る源泉所得税で納期特例制度を適用している事業所は本年１～６月の給与等の支払分に係る源泉所得税の７月１０日(水）が納期限となります。源泉所得税は納付が１日でも遅れると不納付加算税(注１)や延滞税(注２)が課せられる場合がありますのでご注意ください。

(注１)税務署からの指摘により納付を行う場合：１０％（自主的に納付した場合：５％）

(注２)納期限の翌日から２月を経過する日迄：２．６％　納期限の翌日から２月を経過した日以後：８．９％

経営革新サマーセミナーのお知らせ

恒例の経営革新サマーセミナーを開催します。今回はサイボウズ株式会社チームワーク総研統括ディレクター兼事業開発部長の和田武訓様をお招きし、『働き方改革の進め方～ダイバーシティはそこにある～』と題したご講演をいただきます。皆様のご参加をお待ちしております。

日時：２０１９年7月１８日（木）１５：００～１７：３０（予定）※終了後懇親会

会場：茅野市民館２Ｆ　コンサートホール

消費税増税前の事前準備 ～ チェックリスト ～

１０月より開始される改正消費税については９月までの準備期間中、月次訪問等の際には関与先の皆さまと一緒に必要な準備のチェックリストをつけながら確認させていただく予定にしておりますので、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。以下にチェック項目の一部をご紹介させていただきます。

軽減税率制度対応準備のチェックリスト

01 対応が必要な事項を把握

- ☐ 影響が生じる事務の洗い出し、業務手順の見直し
- ☐ 区分記載請求書から適格請求書への段階的な対応
- ☐ 軽減税率制度に対応したレジの導入・改修
- ☐ 会計システムや受発注システム等の導入・改修・入替
- ☐ 補助金交付の申請手続き

02 売上・仕入商品の税率区分ができるかを実際に確認

- ☐ 売上・仕入商品の税率区分（軽減税率対象取引の有無）確認

03 業務手順の見直しやレジ・システムの準備テスト、本格準備

- ☐ 日々の商品管理や販売管理方法の見直し（商品マスタの見直し）
- ☐ 税率区分に応じた経理処理の見直し（経理処理マニュアルの整備）
- ☐ 納品書や請求書などの帳票の見直し（取引先との連絡・調整）
- ☐ 導入・改修等したレジ・受発注システムの動作準備テスト
- ☐ 商品毎の税率区分等をシステムに登録（商品マスタの整備）
- ☐ 値札の付け替え、価格表示の変更準備など
- ☐ 従業員研修（説明会等参加）、店頭等で消費者向け周知（店頭ポスターなど）

出典：政府広報オンラインHP

家族信託③

前号までは家族信託の代表例をご紹介いたしました。
今号では信託とその他制度とでどのような違いがあるのかを見ていきたいと思います。
信託がすべての方に有益というわけではありません。現況に合わせ考えていくことが必要となります。
（参考）下記のチェックシートに該当する項目がある場合、信託を利用する価値があると考えられます。

家族信託と他の制度との比較

委任契約

- 委任契約を締結したとしても、認知症になった場合は、不動産売却や預貯金の手続きすることができない

成年後見

- 成年後見制度を活用した場合、積極的な**相続対策**を継続できない
- **死亡後**の財産管理の意向を反映させることができない

遺言

- **二次相続以降の承継先**までを決めることができない
- 相続発生後、相続人間での相談により、遺言者の意思と異なる遺産分割が起こらない

チェック欄	項目
□	自分や自分の家族が認知症になった後も、相続税対策を継続したい！（相続税対策信託）
□	配偶者が認知症なので、自分が亡くなった時の遺産分割協議に参加できない。（認知症対策信託）
□	2次相続以降の財産の遺し方まで考えておきたい。（二次相続指定信託）
□	認知症になった後も、子どもや孫へ教育資金や結婚式を定期的に贈与したい（金銭贈与信託）
□	資産の大半が不動産だが、相続人が複数おり、家賃だけ平等に残したい。（共有解消型信託）
□	再婚を予定しており、新しい配偶者に財産を引き継ぎさせたいが、配偶者死亡後は財産を家族に戻したい（受益者連続信託）
□	親族に障がい者や自立生活が難しい者がおり、長期的に生活を支援したい。（障がい者支援信託）
□	不動産所得が７００万円以上あり、法人化したいが費用が気になる。（流通税節税信託）

（斉藤直人）

税金・会計 Q&A

法人の「事業税」とは？

1. 法人の事業税とは？

法人の事業税は、法人が事業を行うにあたって利用している道路や港湾、消防、警察などのさまざまな公共サービスや公共施設について、その経費の一部を負担する目的で課税されるものです。法人の事業所得に対して地方自治体（都道府県）が課すため、納付先は各地方自治体になります。

2. 法人事業税の納税義務者

法人事業税の納税義務者は、当該都道府県に事業所を設けて事業を行っている法人、または収益事業を行っている人格のない社団や財団です。

3. 法人税事業税の税額計算

◎資本金の額１億円以下

原則：法人税と同じ所得金額×税率（所得）

◎資本金の額１億円超

上記、所得に課税される所得課税にプラスして、「外形標準課税」という「付加価値額」と「資本金等の額」についても課税されます。

※資本金の額が１億円超か１億円以下かの判定は、期末日で判定します。

企業版ふるさと納税とは？

1. 企業版ふるさと納税とは？

地方公共団体が作成した地方創生に係る事業に対して、企業が寄附を行った際に税額が控除される制度です。また、寄附金額の下限は 10 万円から可能で、寄付の対象は、自治体が作成した地方創生に係る事業（※内閣府に認可されたもののみ）が対象です。

2.「企業版ふるさと納税」の税制面におけるメリット

寄附金額の最大６割が法人住民税などから控除されます。

法人税の損金算入制度（寄附金額の約３割）に加え、法人事業税・法人住民税および法人税が控除されるようになります。つまり、寄附金額の６割は実質税金を収めたことになり、企業側は少ない負担でも地方創生に取り組む地方を応援できるようになります。

[税制措置のイメージ]

損金算入（約3割）	（2割）税額控除（1割）		企業負担（約4割）
国税+地方税	法人住民税+法人税	法人事業税	

（参考：内閣府による自治体向けの説明資料より）

3. 寄附の対象となるプロジェクト

自治体が作成した地方版総合戦略に位置づけられており、内閣府による認可を受けた事業に対する寄附が対象となります。

（橋本健治）

仮想通貨の評価方法

仮想通貨の多くは２０１７年に高騰し、その後暴落しましたが最近再び相場が上昇傾向にあります。
「通貨」と言えども決済手段としてはまだ一般的ではなく、現状は投機対象として認知されているように思われます。

さて平成３１年度税制改正で法定化された「仮想通貨の譲渡原価等の計算及びその評価の方法」では、取得価額を算出する上で「総平均法」を法定評価方法とすることが示されました。これまでは取得価額の算定方法として「移動平均法」を用いるのが相当とされてきました。これを法定評価方法としなかった理由は、計算が煩雑であること等が考えられます。

総平均法と移動平均法の違い

総平均法　…年度内すべての取引を集計し、一度に単価計算する方法。年度末にならないと計算できない。
移動平均法…仮想通貨取得の都度、単価計算する。煩雑であるが実態に即した計算が可能。

仮想通貨取引の取扱い

所 得 区 分　：原則は雑所得（事業と認められる場合は事業所得に該当）
法定評価方法：総平均法
評価の方法　：総平均法または移動平均法
選択した評価方法を届け出る必要がある。届け出なかった場合総平均法を選択したとみなされる。

（北原隆幸）

職員コラム　～挨拶～　　赤羽 拓実

初めまして、４月より入所いたしました、赤羽拓実と申します。これからよろしくお願いいたします。入所して２か月が経ちました。日々の業務や研修では初めて知ることばかりですが、事務所の先輩職員の方々に丁寧かつ温かく教えていただき、日々自身の成長を少しずつではありますが実感しております。

私たち新入社員は、業務に関する研修のほかにマナー研修にも参加しております。マナー研修はおそらくほとんどの社会人の方々が、新入社員の際に受講し経験されたものではないかと思います。そういった点からも日々の業務ももちろんとても大切ですが、人としての心の根幹となる部分であるため、今後の生涯を通じて必要となってくるものだとうかがえます。

特に「挨拶」という言葉は、仏教の「一挨一拶」からきており、“ひとつ押しひとつ迫る、心を開いて接する”といった意味合いを持っています。すなわち、一方的に自分の気持ちを押し付けるだけではなく、自分の心を開き、相手の気持ちを受け入れる必要があるということです。

このことから、形式や方法も大切ですが、他者への思いやりや気遣いも加えた心の部分も同時に、より一層と成長させていかなければならないと感じました。これから先、マナー研修で学んだこれらの教えを忘れていないか時々振り返り、常に意識していきたいと思います。